

令和 7 年 4 月 2 1 日

民生環境常任委員協議会会議概要

委 員 長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和7年4月21日（月曜日）午前9時59分～午前10時38分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

（1）「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定について

（2）高齢者带状疱疹予防接種のお知らせの送付誤り等について

（3）共同経営・統合新病院に係る基本計画について

○出席委員

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

委 員 小 熊 ひと美

委 員 山 田 千 里

委 員 万 徳 なお子

委 員 木 村 淳 司

委 員 竹 山 美 虎

委 員 小豆畑 緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環 境 部 長 佐々木 浩 文

福 祉 部 長 白 戸 高 史

こども未来部長 大久保 綾 子

保 健 部 長 千 葉 康 伸

市民病院事務局長 今 国 弘

環 境 部 次 長 齊 藤 寿 一

福 祉 部 次 長 福 島 清 裕

こども未来部次長 太 田 直 樹

保 健 部 次 長 福 士 秀 徳

市民病院事務局次長 小 鹿 正 憲

環 境 政 策 課 長 菊 池 朋 康

こども・若者政策課長 淋 代 充 子

市民病院事務局総務課長 須 藤 静 路

関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 山 下 貴 子

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、今年度最初の常任委員協議会ですので、出席している理事者に自己紹介をお願いしたいと思います。環境部長から順にお願いいたします。

○佐々木浩文環境部長 環境部長の佐々木でございます。今年度もよろしく願いいたします。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 このたび、福祉部長を拝命いたしました白戸でございます。よろしく願いいたします。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 今年度新設されました、こどもみらい部長の大久保でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 保健部長の千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○関貴光委員長 市民病院事務局長お願いします。

○今国弘市民病院事務局長 市民病院事務局長の今です。どうぞよろしく願い申し上げます。

○関貴光委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、『青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改定について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定について御報告いたします。

青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）につきましては、昨年11月20日開催の本協議会において素案について御説明したところであり、その後、わたしの意見提案制度の実施を経て、3月24日開催の定例庁議において計画決定したところであります。

初めに、資料1「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）」に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

昨年11月28日から12月27日までの1か月間、わたしの意見提案制度に基づき意見募集を実施したところ、2名の方及び1団体から計16件の御意見をいただき、市の考え方といたしましては、反映1件、記述・整理済み9件、実施段階検討4件、反映困難2件としてなっております。

いただいた御意見の概要と市の考え方については、資料3ページ以降に記載のとおりであります。

次に、資料2「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定の概要（2025

年（令和 7 年）3 月改定）」を御覧ください。

本計画改定の概要につきましては、11 月 20 日開催の本協議会で御説明した素案から大きな変更点はありませんが、本計画改定の概要について、改めて御説明いたします。

本計画は、第 1 章から第 7 章で構成され、「第 1 章 計画策定の背景」では、地球温暖化の現状として年平均気温が上昇していること、追加的な緩和策を講じなければ今世紀末までの 100 年間で県の年平均気温が 4.7 度上昇し、1 時間の降水量が 30 ミリメートル以上の発生件数が 2.5 倍と予測されていることなどのほか、世界、国、県及び市の地球温暖化対策をめぐる動向について記述しております。

次に、「第 2 章 本市の特性」では、概況、地勢、気候、人口、世帯数、産業構造や、市域内の再生可能エネルギーの導入状況についても記述しており、本市の再生可能エネルギー導入状況については、再エネ自給率が 7.7%であり、県の再エネ自給率 45.1%と比較して低い状況にあります。

次に、「第 3 章 計画の基本的事項」では、計画改定の趣旨、位置付け、基準年度、計画期間及び対象について記述しており、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項及び気候変動適応法第 12 条に基づく計画であり、さらに青森市総合計画第 3 章第 6 節の個別計画として位置付け、計画期間は 2025 年度から 2030 年度までの 6 年間となります。

次に、「第 4 章 温室効果ガス排出量の現状・課題と将来予測」では、温室効果ガス排出量及び森林吸収源の現状、市民及び事業者の環境意識について記述し、本市の課題を整理したほか、温室効果ガス排出量の将来推計の結果を記述しております。将来推計の結果、このまま追加対策を行わなかった場合の 2030 年度の温室効果ガス排出量の削減率は 24.4%の減少にとどまることから、2050 年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けてさらなる追加対策を講じる必要があります。

次に、「第 5 章 温室効果ガス排出量の削減目標」では、昨年 3 月のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、2050 年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成することを長期目標とし、長期目標の達成に向けた中期目標として、国及び県の削減目標を踏まえ、本市の削減目標を 31.0%削減から 51.1%削減に上方修正することといたしました。

次に、「第 6 章 地球温暖化対策」では、緩和策として、『自然と環境を未来につなぐ ゼロカーボンシティ「AOMORI」の実現』を目指す将来像とし、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利活用など、6 つの基本方針を定め、市民、事業者、市が温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取組を定めました。また、適応策として、本市に影響があると考えられる分野を 7 つに整理し、気候変動への適応策を定めました。

次に、「第 7 章 計画の進行管理等」では、基本方針ごとに進行管理する成果指

標を定め、関係機関と連携しながら、計画を推進してまいります。

以上が計画改定の概要ですが、詳細につきましては、資料3「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を御覧いただければと存じます。

なお、本計画につきましては、4月28日から5月27日まで、市役所各庁舎や各支所・市民センター等において縦覧することとしているほか、市のホームページでも公表することとしております。

説明は以上です。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 区域施策編のほかに何があるとおっしゃっていましたか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 区域施策編というのは、市並びに事業者、市民の皆様、全域、全体としての計画策定になるんですが、青森市役所自体が一事業所でありますので、事業編というのはもう1つあり——正確に申し上げますと事務事業編になります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうすると、事務事業編は、改定の予定とか、多分インターネットには出ているわけですね。

○佐々木浩文環境部長 事務事業編は、あくまでも市役所の一事業者としての取組内容について、目標とか、取組事業等を定める計画になっておりまして、今回の区域施策編と同時に改定しております。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 最後に計画本編の46ページ、吸収源対策の推進で、森林資源の循環利用はとても大事だなと。木村委員も取り上げていますが、私もそう思っていてこれは事務事業編——例えば、農林水産部の具体とかも、ここで展開されているのでしょうか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 いわゆる森林に関する吸収源対策というものにつきましては、あくまで農林水産部単独の事業というよりは、森林の適正管理、これは行政のみならず、民間、あるいは国も含めて、適正に伐採、さらには植樹というふうな循環型の仕組みを取り入れることによって吸収源を増やしていきましようということでもありますので、特段、事務事業編にこれだというふうな形で示しているところではありません。ただ、市が管理している森林面積等は当然私どもで把握しておりますので、それについての適正管理という形ではうたわせていただいているところです。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「高齢者带状疱疹予防接種のお知らせの送付誤り等について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 高齢者带状疱疹予防接種のお知らせの送付誤り等について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 概要」であります。令和7年度から高齢者带状疱疹予防接種が定期接種化されたことにより、今年度、対象年齢となる方に対しまして、去る3月31日に予防接種のお知らせを発送したところであります。その後、4月2日に市民の方から問い合わせがありまして確認した結果、次のとおり送付誤り等が判明したものであります。

内訳であります、「(1) 接種対象者以外のかたへの送付(送付誤り)」が87人、「(2) 送付対象者にも関わらず未送付となったかた(未送付)」が65人となっております。

次に「2 原因」であります。送付対象者リストの抽出——これは、システム運用業者へ依頼しておりました。本来の対象者の生年月日の抽出を1日間違ったということで、誤った対象者リストが抽出されたことが原因となっております。

具体例といたしまして、資料に表が記載されております。一番左側の年度年齢65歳の方の例で言えば、正しくは、昭和35年4月2日から昭和36年4月1日が、対象になりますが、誤って昭和35年4月1日から昭和36年3月31日を抽出したということであります。この場合、昭和34年4月1日の方が対象外、昭和36年4月1日の方が未送付というような形になっております。

次に「3 対応」であります。送付誤りの方につきましては、御自宅に直接職員が訪問いたしまして、謝罪するとともにお知らせを回収しております。未送付となった方につきましては、4月3日にお知らせを発送しております。また、指定医療機関に対しましては、万が一、接種対象外の方が接種に来た場合は、対象とらない旨伝えていただくよう改めてFAXで依頼しました。

次に「4 再発防止策」であります。今回の事案はシステム運用業者による抽出間違いに起因しておりますが、市といたしましても、改めて作業工程ごとのチェック方法及び体制を見直すことにより、再発防止に取り組んでまいります。

このたびの送付誤り等につきまして、申し訳ございませんでした。

説明は以上となります。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 確認します。

対象となる生年月日なんだけれども、これは、この方たちが対象ですということ

での周知というか、業者には、委託する時にちゃんと説明はしてあるんですよね。

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 対象の方等の今年度の生年月日の設定が、国から示され次第、業者とは打合せをしております、3月上旬にシステム業者に説明しまして、2回ほどチェックはしております。

その時点では、システム業者もこの生年月日どおりのリストは出しております、最初の住所が変わったりとか、亡くなられたりとかする方がいますので、最終的なリストを出す段階で、システム業者で、担当者の引継ぎがうまくいかなかったということになっております。

○関貴光委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 何回も打合せをしたんだけど、1番最後のチェックの際に、業者間での行き違いがあったということで理解していいですか——はい、分かりました。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 詳細はそのとおりだと思うんですけども、やはりそれでも、最終チェックをするのは、保健部の責任だと思いますのでよろしくお願いします。年度が4月2日から始まると。これ自体が非常に分かりにくくて、4月1日は、前年度だという——国の、例えば、何年度に何歳になる方が対象という予防接種をするときに、保健部がそういう御案内をすると思うんですけども、そういった場合はほとんどが4月2日からスタートで、翌年の4月1日もその年度の年ですよというふうな年の数え方で、様々な予防接種をしているんでしょうか。確認です。

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 予防接種は、様々やっております、65歳以上の方が全て対象というものもありますし、年度の年齢というのはおおむね、それぞれのワクチンによって考え方がありますが、4月2日からというものもあります。

〔竹山美虎委員「4月2日から」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 年度の年齢だと、そういうふうな考え方になります——4月2日から翌年の4月1日になります。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 4月2日が年度初めって、非常に分かりにくい制度を国は採用しているんだなということが分かりました。ありがとうございます。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「共同経営・統合新病院に係る基本計画について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 共同経営・統合新病院に係る基本計画について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

まず、「1 共同経営・統合新病院に係る基本計画（案）についての意見募集結果について」であります。

詳細、資料2を御覧ください。

共同経営・統合新病院に係る基本計画（案）の意見募集の実施につきましては、本年2月12日の本協議会において、御報告させていただいたところであります。

その後、2月18日から3月19日まで、県と市で基本計画（案）に対する意見募集を行ったところ、「3 提出された意見」に記載のとおり、県と市を併せて59人の方から延べ239件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の反映状況といたしましては、文書修正等が15件、記述済みが59件、実施段階検討が49件、その他が116件となっておりまして、提出いただいた御意見の内容とそれに対する考え方については、資料3に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

なお、意見募集の結果等につきましては、県や市のホームページなどで公表しております。

それでは、資料1にお戻りください。

「2 第18回共同経営・統合新病院整備調整会議について」であります。

去る3月28日、県、市の関係部局で構成するこの調整会議を宮下知事、西市長同席のもとで開催いたしました。

主な議事要旨といたしましては、これまでいただいていた議会や地域の皆様からの御意見や、先ほど御報告いたしましたパブリックコメントの御意見等を踏まえた修正案として、基本計画（案）に①として、地域からの声に丁寧に対応するため、今後も浜田地区住民との懇談などの機会を設けること、②として、敷地利用及び施設配置のさらなる最適化のため、浜田中央公園の活用も視野に入れて検討を進めること、などを追記・修正することといたしました。

このことを踏まえ、同日付けで知事、市長の合意により、共同経営・統合新病院に係る基本計画を策定いたしました。

この基本計画につきましては、既に3月31日にタブレット配信にて皆様に配信させていただいたものであります。

報告は以上であります。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 パブリックコメントの49件に対して、検討課題にするという表現で書いてありますよね。それで、今後のスケジュールの中で、例えば、検討しました、ある程度まとめました、発表しますぐらいのスケジュールは示していただ

くことはできるのでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 実施段階で検討というのが49件ということになります。まず、実施に当たりましては、基本設計を策定していくことになります。その後、詳細設計と工事設計について、これはどういう発注の方式にするのかは、基本設計の中で検討することになっているんですが、それぞれの進捗においては、委員や地域の皆様からの御意見も踏まえ検討した上で、それを成果品としてお示ししていくことになります。

実施段階で検討すべきものについて、必要に応じてその都度、検討の過程及び検討結果については、お示ししてまいりたいと考えております。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もうちょっと踏み込んで、8年後にオープンする——やっぱり目標があると思うんですが、いつまでにここまでという、何かはありますか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 建物については、先ほど申し上げましたとおり、まずは基本設計において、工期及び総事業費等がその時点でおおむね確定とは申しませんけれども、概算のものとして固まってくると。

同時に、ソフト的な部分、開院をするための様々な人員体制でありますとか、そういった部分の業務について、今年度、併せて開院支援業務というふうなことで、コンサルを入れて、それまでの道筋についての検討をおおむね示せるようにしていくことを予定しております。ソフト的な部分については、そういったことも踏まえて、今年度の検討の中で、お示しできる段階になりましたら、またお示ししていきたいと考えております。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 パブリックコメントの中の意見をいろいろ見ると、なるほどと思う部分がいっぱいあるんですけれども、それを今日は言っても広がってしまうんですが、やはり東部地域の医療機関、公的なものが薄くなっちゃうというのは、パブコメの中でもやはりありました。こういうものも、今言った、ソフト的なものの検討に入るのでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 今回の統合に向けた基本計画については、まず、大きい目標というか、ミッションそのものは、県立中央病院と市民病院を統合することをどのようにしていくのかということが1つの事業として計画されているものであります。

並行しまして、今の市民病院、それから、県立中央病院の跡地をどうしていくのか、さらには、そういったことを踏まえて、行政として青森地域保健医療圏について、どういう医療体制——福祉も含めたこととしていかなければならないと。これ

は並行して検討すべきことではありますが、行政全体の課題として進めていくべきものというふうに捉えております。もちろん、跡地について、放置することではないですので、並行してどのタイミングで議論するかというふうなことは検討していき、この部分について、お話しできる段階で、お話ししていくべきものと考えております。

〔万徳なお子委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 浜田中央公園の活用を視野に入れるということでお話があったんですが、以前の説明では、治水の関係でなかなか施設を建てるのも難しいということで、もうちょっとコンパクトな設定になっていたと思うんですけども、施設を建てるとなると、何か、条例とか法律的なことで変更して、それで建てるということを考えていくんでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 まず、敷地利用として浜田中央公園の活用も視野に入れて検討を進めるということにつきましては、どのように活用するかということを決めるのではなく、それも含めて何が最適なのかということのを改めて検討したものとして、地域の皆様にも何がメリットで何がデメリットなのか、その上で、どのように判断したのかということのをきちんと説明するということが重要なものだと思います。

ですので、最終的に浜田中央公園——現在の案は、連絡通路で活用すると。それが別の施設を建てたほうがよりいいというふうなものになるかどうかも含めて、その検討結果の理由を改めて皆さんにお示ししていくということになろうかと。

仮に、浜田中央公園を活用するということになりますと、都市公園でありますので、法律に基づいて、都市公園の変更の手続をさせていただくことになります。もちろんその際には、法的手続にのっとり、事前に住民の意見を聞く必要があります。

〔小熊ひと美委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 今の話、公園の法律があって、そして、もともとあそこ一帯を整備するときに必要な、例えば防災の観点からや様々なもので制限がかけられているわけだ。なので、活用すると言っても、ひとり歩きしちゃうと大変なことになっちゃうので、もちろん関係部署あるいは周辺の人たちとの部分というのは出てくると思うんだけど、活用するとしても、大々的な部分の活用ではないという考えでいいと思うんですが、そこはどうですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 初めの検討の中で、現在の都市公園をきちんと使えるようにしていただきたいという地域の住民の御要望、それから、先ほど委員から御

指摘もありましたけれども、調整池としての機能、さらには、工事の工期、そういったものも踏まえて今、分かる範囲でこれが最適かなというところでの計画のイメージをお示しさせていただいたものと考えております。

しかしながら、今回の地域住民とのお話の中で、公園側に、それを建てたほうが私どもにとってはいいという住民の方も多々いらったということを踏まえ、改めてどのような考えでどのように整理していくべきかということ、皆様の御意見を踏まえてこのように判断していきたいということをお話ししていくということで、現在、まずは説明が足りていないということですので、早計に結論を出してしまったということは私どもからは言いにくいですので、過程をきちんと踏んで、皆様にお示ししていきたいと考えているところであります。

〔竹山美虎委員「なるほど」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 配置のための最適化ということで浜田中央公園の活用も視野に入れると。新たな項目を明快に今回記載されたということで注目しております。

3月の一般質問の時も、統合新病院の場所は、決して土地が広いわけじゃないし、交通渋滞のことも含め、職員、入院患者の動線をしっかり確保してほしいと訴えさせていただきましたが、今まではどっちかと言うと、浜田中央公園——高速道路とか、あの辺からずっと通らせてもらうぐらいかなと思っていて、中にはそんなに大きい建物を建てるとは思えないんですけれども、もともと浜田地区を開発する時に、あそこに都市公園をつくるということがありましたから。ただ、いろんな場所の配置で、公園側にもかかるとか、そういうことも可能性としてあり得るんだというのがこの文面から感じられたので、ここはしっかり住民の方の意思と、本当に病院が機能するように検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

確認なんですけど、今回、基本計画になったわけですが、基本設計と詳細設計のタイムスケジュールはどうなっていましたか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 基本設計は今年度と来年度の債務負担行為にさせていただいておりまして、それを踏まえて今、作業を進めているところです。来年度いっぱいかかるかどうかは、そこまでかける想定ではないです。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 今年度がメインで、債務負担行為として来年度も入っていることで、この基本設計はすごい大事です。ここでもう、様々な建物的なこと、病院の機能をどういうふうにするかということの大枠が決まるので、県との協議は遠慮しないでバチバチに火花散らすぐらいやっていただきたいと。それは県であれ、私ども市であれ、そういう思いで今回、統合するので我々議会も後押ししたいのですが、新任の事務局長、急に振ってすみません、何か御決意があれば。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 私ども事務局としては、全体の調整というふうにはなるんですが、市民病院と県病という同じような病院で規模が違うということだけではなくて、おのおのの病院にその成り立ち、業務というものについて考えられたものがあります。おのおのでそれがいいと思ってやってきているものでありますから、それを1つのものに変えていくということで、どっちがいいというものだと決していけないものにならないと認識しております。

今現在、新病院をつくるのであれば、最適なものにしていくために、県病も市民病院も変わっていきこうという姿勢で、市民病院がいい、県病がいいではなくて、よりよい病院になるために、どう変えていくのかという議論をきちんと現場も交えて、もしくは現場が率先して議論できるような環境をつくっていききたいというふうに考えております。その議論の中では様々変革しなければならないものも出てくるかと思えます。議員の皆様の御理解と御協力をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 明確な考え、決意表明ありがとうございます。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 基本計画について出前講座をお願いすればやっていただけですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 はい。もちろんです。

〔万徳なお子委員「よろしく願いします」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山田委員。

○山田千里委員 確認事項なんですけれども、基本設計を進めるためには、まず最適化の検討を進めなければいけないということで、浜田地区住民とのやりとりが、今後何回か行われるという認識でよろしいでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 浜田地区の住民の方には、まずもって基本計画をつくりました、皆様からいただいている課題について、引き続きこれからも検討していくと。どのような形がいいかというふうなことも含めて、町会とは今連絡を取り合って調整している最中であります。

そういうものがまとまりましたら、浜田地区の皆様に対してお示ししながら進めていくと。また、事業が進んでいくに当たりまして、今のような議論や懇談の仕方が全て最適かという――ものによっては、形と場所を変えてやるほうがいいものもありますので、様々、これから地域の皆さんとそういったことも含めてお話ししていきたいと思っております。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 皆様というのは、浜田地区ということですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 現在は浜田ニュータウン町会と浜田青葉台町会の2長会をメインに、併せて周辺の町会長ということになっております。こういった議論がいいのか、もしくは、工事の施工が進んでいきますと、それによって様々影響する地域の住民の皆様とかで、規模、目的が変わってくると思いますので、全て今のようなやり方ではなくて、ケースバイケースで対応してまいりたいということがあります。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 今は、建設場所の浜田地区周辺の方と十分な話し合いがあればいいなと思いますけれども、計画がいろいろ進んでいくうちにだんだん全容が分かってきますよね。そうするとやっぱり、市民全体が関心を持っていることなので、市民の声というのをどう拾い上げていくかというところに課題があると思うんですけれども、その辺については、今局長が前に会派のほうに説明に来ていただいた時に、市民の声、いろんなアイデアを募っていきたいと。とてもいい姿勢というか、これだったらいいなと思ったんですけれども、具体的にどういうことを考えてらっしゃるのかお尋ねします。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 私個人のことでしてということでお話しできる状況ではないので、そこは御理解いただければなと思うんですが、1つには、基本設計の内容については、皆様に対してお知らせした上で、パブリックコメントという形ではないんですけれども、それに対しての御意見というのは、今現在でも、様々な形でいただけたとか、併せて、議会の皆様の御意見、それから、こういったものについては、ホームページ等できちんと公開させていただいて、その都度、御意見いただけるものと考えております。少なくともそういったことはしていきたいと。

それ以上のものについては今後、県とも歩調を合わせていく必要がありますので、調整した上でお示ししていきたいと考えております。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 建設場所の問題になっていましたけれども、いろいろ課題はあると思うんです。経営方針とか診療内容なんか、特に皆さんの関心があるので、その都度、ぜひ意見を聞く機会を設けることを考え、検討してほしいと思います。よろしくをお願いします。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)